令和８年度　稲沢市地域自立支援協議会　第２回　権利擁護推進部会　議事要旨

【日　時】令和８年９月 17 日（木）午後２時～午後３時 35 分
【場　所】稲沢市役所　東庁舎１階　会議室８
【出席者】権利擁護推進部会委員　５名　事務局　６名
【欠席者】１名

あいさつ
１　協議事項
（１）障害者虐待事案の対応検証
１）虐待ケースの報告
委員Ａ　ケースの内訳として精神障害のかたが多い。また、グループホームでの問題が多く、職員も対応に苦慮されていると思う。警察を呼ぶことも多く、グループホーム内の他の入居者も体調を崩しやすい。当事者もグループホームの職員も技能を上げて対応していただきたい。

２）その他
・擁護者に向けた、虐待防止（権利擁護）に関する取り組みについて
委員Ａ　関わりかたとなると、当事者と家族、訪問看護や福祉事業所では性格が大きく異なると思う。内部からのケアと訪問看護や福祉事業所など外部からの働きかけの部分である。講義内容（案）の「精神疾患と、関わり方」は多様なので、30 分では説明しきれない。家族会の学習会の様子や進めかたを説明し、家族による家族学習会への参加も勧奨してみる形になる。また、DVD の上映もできると思う。協力いただく訪問看護事業所は決まっているのか。
事務局　現状、まだ決まっていない。
委員Ａ　私であれば、長いお付き合いのある事業所にお願いすると思う。前提として、参加人数が 16 名も集まるか心配だ。
事務局　家族会としての協力は可能か。
委員Ａ　確認の必要があるが、高齢のかたが多く、寒い時期だと協力は難しい可能性がある。
事務局　体調が良ければ参加していただけるよう案内していきたい。協力者のなかに家族会も含めさせていただく。
委員Ａ　座談会は 10 名程度がよいと考えている。
事務局　最低申込みが何人以上でないと開催しないという条件を付すか。
委員Ａ　設けなくてよい。基本的に、宗教や政治の話をしない、他人の批判、自己の自慢をしない、時間を独占しない。この原則を守っていただきたい。

・障害福祉計画・障害児福祉計画（問 16）について

委員Ａ　（住宅改修が必要と答えたかたのうち）知的や精神のかたは多いのか。

事務局　現在、集計中のため詳しい結果が出たら改めて報告する。

委員Ａ　３月までに福祉計画を作成、承認を得てスタートすることになるのか。

事務局　そのとおり。今回、知的障害や精神障害のあるかたにも住宅改修のニーズがあるという結果をいただいた。昨年度から今回のアンケート結果を今後の制度の参考にするとお伝えしているので、さまざまな制約はあるが、判断することになる。

（２）障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み（地域における理解促進等）

１）ケーススタディ

【ケーステーマ】

肢体不自由のある障害児が学校の実験実習での作業に一部制限をかけられた

【概要】

①障害児からの説明

実習では、受講者同士でグループを作り、実験実習を行っている。上司の軽度麻痺という障害のために、細かな作業を行うことは難しく、これまでも試薬をこぼしてしまったり、器具を落としてしまったりしたことがある。しかし、毎回グループ実習に参加し、試薬の取扱いを含めた作業を行っていた。

担当教員からは、次回の実験は、触れるとやけどを負うなど危険性の高い試薬を使用するため、試薬を取扱わない試薬以外の器具の取扱いやデータの記録等の作業をしてほしいと話があった。グループ内での作業が一部制限されてしまったことが残念である。

②学校からの説明

これまで実習で取り扱っていた試薬は、どれも危険性のないものだった。しかし、次回の実験で使用する試薬は、やけどのリスクや量を間違えると爆発的な反応を起こしてしまったりする懸念がある。障害者本人及び第三者の安全確保の観点から、試薬の取扱いのみ制限することとしたもの。しかし、次回の実験で使用する試薬を学ぶことは、カリキュラム上必須であるため、事業の目的・内容・機能の維持の観点から、当該障害児とその他受講者の双方が実験実習の内容を習得できる形とするため、障害児の作業を一部制限することはやむを得ないと判断した。

委員Ｂ　確かに危険物ではあるが、従来と同じように、こういう心配があるがどうする？と聞くことはできないのか。誰でも一方的に止められると気分は良くないと思う。

委員Ａ　組織でもどこでも言えることだが、トップから言われたとおりにやるという考えかたは良くない。うまく行くように自分たちで話し合い、助け合いながら考える力をつけることが学習ではないか。学習の機会を奪うことはよくない。

委員Ｃ　どの程度危険かを子どもたちは分かっているか、本当に危険ならやらせてはいけ

ない。ただ、怪我をするかもしれないが、やってみるかと聞くのもひとつの方法だ。

委員Ｄ　本人がやりたいと言ったときの対処は考えておく必要がある。その結果の重大性を考えると、警察としては危険性がある場合はやめるよう伝える。

部会長　プロセスは大事であり、手袋をつけたり手を添えたりするやりかたもある。

委員Ａ　障害にはいろいろあり、この子はこういうことができないなど、他人を観察し思いやる気持ち、助け合う気持ちを持つことが教育だと思う。それが難しいのであれば、そういう実験は先生がやるとか。実験よりも、お互いを思いやり助け合いながら学習を進めていくプロセスが大事ではないか。

２）周知啓発等について

事務局から、

①障害者差別解消法に関するチラシを民生委員児童委員協議会、各高等学校・大学、いなざわ特別支援学校に配布すること

②差別解消について、対応事例の収集を市関係各課と中小企業家同友会稲沢地区から収集すること

③福祉まつりと障害者雇用フォーラムで障害者差別解消について啓発すること

④権利擁護推進部会において、ケーススタディを実施すること

以上について、報告共有

⇒意見等なし

（３）性に関する取り組み

・講座事業について

事務局から、現在の障がい者児者の性・コミュニケーション講座の進捗状況について報告

⇒意見等なし

２　その他

・こども性暴力防止法について

委員Ａ　この法律ができたということは、こどもの性暴力が多発し、それを取り締まる法律がきちんとされていない背景があるということか。

事務局　そのようなものも背景にあると考える。

委員Ａ　犯罪をしても、取り締まることができないからなのか。

委員Ｄ　こどもと接するひとに対し罰則があるわけではなく、雇わないということ。性犯罪に関しては法律がだいぶ充実してきているが、発覚しづらい犯罪ではあるので、自分たちで防御していただくのが一番いいとは思う。

委員Ａ　本人から通報できない弱者であるこどもの安全を守るために、通報制度ではなく、事業所等の性暴力を通報するルールを決め、最初から発生しないような安全な社

会を作るという観点で、法律ができたということか。

事務局　この法律は、過去に性犯罪等で捕まったひとの情報を、事業者側が照会をかけることができる。内定を出したとしても、内定通知のなかにそういった事実があれば解雇できるとすることによって、これまで確認しにくいとされていた特定の個人情報を事業者側が取得して内定を取り消すなど、事前に対策が取れるようになった。そのために性犯罪や性暴力、不適切な応について事前に研修などを踏まえて学んでいくための法律である。